

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外74名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第 15 準 備 書 面

2017（平成29）年12月14日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

本書面は、当時の水内村・上水内村で被爆した原告ら14名（原告番号市1，市6，市7，市8，市9，市19，市24，市26，市38，市39，市41，市45，市47及び市51。ただし、安野村の境界付近の者は除く。）の被爆状況について、主張するものである。

## 第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の水内村・上水内村については、水内村久日市の住民1名から「黒い小雨がバラバラ降り、油かと思った。30－60分降った。50銭札の束などが飛んできた。」という供述、上水内村の住民1名から「太陽光線を鏡で反射したように感じ、7～8分？後爆風来。」という供述が得られており（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄111・「調査メモ頁」欄96，「体験談聴取録番号」欄114，同体験場所地図1・2参照），この供述をもとに、当時の水内村の一部地域が宇田雨域の大雨地域，小雨地域となっていることを除き，水内村の残りの地域，上水内村は「黒い雨」が降ったとされる宇田雨域外となっている（甲A71の104頁第2表の7，106頁第4図，訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし，原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり，宇田技師らの原爆被害調査は，時間的・物理的制約のある中で行われたものであり，「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで，以下では，宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2），原告ら14名の供述に基づき（第3），水内村及び上水内村の全域が「黒い雨」降雨域であり，原告ら14名が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## 第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

## 1 『広島原爆戦災誌第四巻』には、上水内村及び水内村に「黒い雨」が降った旨の記載があること

### (1) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容

上水内村及び水内村は、1956（昭和31）年9月30日、砂谷村と合併して佐伯郡湯来町となっていたところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第十一項「佐伯郡湯来町」（甲A75の753～757頁）には、当時の上水内村及び水内村に関して、以下の記述がある。

「上水内村では、山林などで作業中の者が、人体に何かサァーとあたる風と青光りを感じた。草木も風でなびいたが、別に被害はなかった。

爆発音と共に黒煙が東の空の方向の上空に立ち昇り、たちまちにして日蝕のように太陽も見えず、薄暗やみとなった。

正午前後、東方上空から薄暗やみの中を、小風に乗じて通信済みの郵便葉書、商店の伝票、その他広島市内からの紙片が、多数飛来した。」

（同755頁）

「水内村役場付近では、稲妻のような光と共に大音響がきこえ、役場の窓ガラスなども軽震程度の音をたてた。被害は別になかったが、村民は互いに戸外に飛び出し、広島方面が爆撃されたのではないかと話しあった。

高さ五〇メートルばかりの山林で、木材の伐採に従事していた人のいうところによれば、大きな立木が爆風にあって倒れんばかりであったのにおどろき、大事がおこったと思い、おそろしくなったので、仕事をやめて帰って来たと話している。

爆発後、数分たって東北方面、祇園町方面の空かと思われる山頂から入道雲のような雲がムクムクとのぼり、次第に空一面をおおい、大粒の雨がパラパラと降って来た。

十時から十一時ごろにかけて、広島通信局の文書らしいものが、夕や

みのようにうす暗くなった空から、黒焦げになってたくさん飛んで来た。」（同754～755頁）

## **(2) 『広島原爆戦災誌第四巻』の基本的な信用性**

『広島原爆戦災誌第四巻』は、「第三章 広島市内各学校の被爆状況」「第四章 広島市内主要神社・寺院・教会の被爆状況」「第五章 関連市町村の状況」を掲載しているものあり（甲A75の目次（3～11頁）参照），広島市・広島県が，被爆者健康手帳等申請の審査にあたって，申請者の供述の裏付けを取ったりする際に使用している，言わばバイブル的な資料である。しかも，『広島原爆戦災誌第四巻』が刊行されたのは，昭和47年改正により，広島県安佐郡祇園町の全域及び広島市のうち草津東町，草津濱町，草津本町及び草津南町にまで「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域が拡大される前のことであり（原告ら第13準備書面の第4参照），当然のことながら，健康診断の特例が導入される前のことであるから，『広島原爆戦災誌第四巻』に「黒い雨」が降った旨の記載がある場合には，被告らの主張する虚偽供述の可能性すらなく，当該記載は基本的に信用できるものといえる。

## **3 水内村・上水内村全域が増田雨域にも入っていること**

### **(1) 増田雨域は，大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに，宇田雨域の限界を補うものであること**

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり，増田雨域とは，増田善信博士（以下「増田」という。）が，1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した，「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは，原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他，広島県の調査資料（1万7369通回答したもの調査報告），72人からの聴取調査結果，アンケート調査結果118

8枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高陽町（同44頁以下）、中野村（同47頁以下）、福田村・馬木村・温品村（同49頁以下）、

千代田町（同 5 1 頁以下）、倉橋町（同 5 3 頁以下）、海田町（同 5 5 頁以下）、戸河内町（同 5 7 頁以下）及び江田島（同 6 1 頁以下）についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第 5 準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるということが出来る。

## (2) 水内村の「黒い雨」降雨状況等

水内村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）』と題するノート（甲 A 3 5 の 1）によると、以下のとおりであった。

- ア 石が原（甲 A 3 5 の 1 の 1 8 1 頁） 大雨，木片
- イ 修行田（同 1 8 1 頁） 小雨
- ウ 長谷山（同 1 8 1 頁） 小雨，木片
- エ 道原（同 1 8 2 頁） 大雨，木片・紙切れ・衣類
- オ 湯山，温田（同 1 8 2 頁） 中雨，木片
- カ 竹原（同 1 8 3 頁） 中雨
- キ 中須賀，長登呂（同 1 8 4 頁） 中雨，木片
- ク 向吉（同 1 8 4 頁） 中雨，木片
- ケ 下和田（同 1 8 5 頁） 大雨，木片・灰
- コ 矢神原（同 1 8 5 頁） 中雨，衣類・木片
- サ 皆草（同 1 8 6 頁） 中雨，衣類・木片・紙切れ
- シ 国原（同 1 8 6 頁） 中雨
- ス 堂原（同 1 8 7 頁） 大雨

セ	柏原（同188頁）	大雨，衣類・木片
ソ	古持（同188頁）	大雨
タ	木藤（同189頁）	大雨，木片・紙切れ
チ	松原（同189頁）	小雨，紙切れ・木片
ツ	通矢（同190頁）	大雨
テ	矢流（同190頁）	中雨
ト	大前原（同190頁）	中雨
ナ	大塚（同191頁）	大雨
ニ	小原（同191頁）	小雨
ヌ	川井（同191頁）	大雨
ネ	久日市（同192頁）	小雨，木片
ノ	津伏（同190頁）	中雨，紙切れ・木片
ハ	宇佐（同193頁）	大雨，木片・紙切れ

以上より，増田の調査結果から，水内村全域に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

### (3) 上水内村の「黒い雨」降雨状況等

上水内村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は，増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）』と題するノート（甲A35の1）によると，以下のとおりであった。

ア	弥平古（甲A35の1の172頁）	大雨，木片・紙切れ・衣類
イ	来栖根（同173頁）	中雨，木片・紙切れ・衣類
ウ	大谷（同174頁）	中雨
エ	雲出（同174頁）	小雨または中雨
オ	本多田（同174頁）	中雨
カ	小多田（同175頁）	小雨
キ	志井（同175頁）	小雨

- ク 上打尾谷（同 175 頁） 小雨
- ケ 下打尾谷（同 175 頁） 中雨または大雨
- コ 日入谷（同 176 頁） 大雨，木片・紙切れ・衣類
- サ 湯来（同 176 頁） 小雨
- シ 田布（同 176 頁） 小雨
- ス 栗柱（同 177 頁） 小雨
- セ 志割（同 177 頁） 小雨
- ソ 菅沢（同 178 頁） 小雨，木片

以上より，増田の調査結果から，上水内村全域に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

#### **4 水内村全域及び上水内村のほぼ全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること**

加えて，水内村全域及び上水内村のほぼ全域が，広島市が 2010（平成 22）年 5 月に公表した，広島市報告書（甲 A 9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲 A 4 1 の 2 枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお，広島市調査の解析対象となったデータは，2008（平成 20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者 3 万 6 6 1 4 人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので，そのうちの約 74%にあたる 2 万 7 1 4 7 人から得られた自書式回答であり（甲 A 9 の 2～3 頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い，「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲 A 4 1）。大瀧雨域が信用できるものであることは，原告ら第 5 準備書面の第 2 の 4 項（23 頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

#### **5 小括**



以上のとおり、水内村及び上水内村は、宇田論文においては、水内村の一部が宇田雨域の大雨地域、小雨地域に入っているに過ぎないが、『広島原爆戦災誌第四巻』、増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば、水内村及び上水内村の全域が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

### 第3 水内村で被爆した原告らの被爆状況

#### 1 原告番号市6・[ ] (甲B市6の1—陳述書, 2—地図)

##### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市6・[ ] (以下「原告」という。)は、1944 (昭和19)年[ ]、広島県佐伯郡水内村和田[ ]で、父・[ ]、母・[ ]の子として生まれた。家族は、祖父・[ ]、祖母・[ ]、父、母、叔父・[ ]、叔母・[ ]、原告の7人だが、父が三菱の工場に徴用、師範学校に通っていた叔父が学徒動員されていたので、被爆当時同居していたのは5人だった。祖母、父、母が農業、祖父が鍛冶屋、叔母が代用教員をして生計を立てていた。

##### (2) 被爆の状況

1945 (昭和20)年8月5日、原告は、伯母 (母の姉) の[ ]宅 (砂谷村大字伏谷[ ]) に母と共に宿泊しており、同月6日の原爆投下時、母に背負われて帰宅している途中であった。

原告の母が水内村大字和田の水内大橋を渡った付近で、突然水内川の山の後ろが雷のように光り、大きな音が轟き、やがて上空より焼けた紙切れや様々な物が降ってきた。しばらくすると、急に空が雲で暗くなり、黒い油が混ざったような雨が激しく降った。原告の母は雨具を持っていなかったため、濡れながら大急ぎで原告を背負って家に帰った。原告の母は、帰宅後、急いで原告の身体を洗い、白い衣服を洗ったが、なかなか綺麗にならず、苦勞した。

原告の母は、広島市内で被爆し、原告宅に避難してきた親戚や、寺や近所の家などに避難してきた人の救護をしていた。その救護の際、原告の母は、幼かった原告を背負うなどして近くに原告がいるようにしていた。

黒い雨は、原告の家族が農業をしていた田や畑にも降ったところ、そこで取れた米や野菜を原告の家族は食べていた。また、生活用水は家のそばの裏山の湧き水を家まで引いて貯めたものを使っていた。

### (3) 健康状態

被爆当時1歳[ ]だった原告は、乳歯の生えも、歩行始めも遅く、幼少時より病気がちな虚弱体質だった。また幼少から貧血もあった。

成人後も、十二指腸潰瘍等胃腸が弱く、20歳代前半より大腸内視鏡検査等を度々受けていた。2006（平成18）年11月末、C型肝炎の肝臓癌が発覚し、同年12月、2007（平成19）年1月と2度、[ ]病院へ入院し、切除手術を受けた。現在は、肝臓について、週2回、静脈内注射（ヒシファーゲンC注）及び毎食後、薬剤（ウルソ錠）を服用して治療を続け、平静を保っている。

## 2 原告番号市7・[ ]（甲B市7の1，2—地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市7・[ ]（以下「原告」という。）は、1945（昭和20）年[ ]，広島県佐伯郡水内村和田[ ]で、父・[ ]と母・[ ]の長男として生まれた。原爆投下当時、祖父・[ ]，祖母・[ ]と両親の5人家族であった。

### (2) 被爆の状況

原告は、原爆投下当時、生後[ ]か月であり、当時の記憶はないが、10年ほど前に、黒い雨を浴びたことを母から聞いた。毎年、原爆の日が近づくと、原告の住んでいる地域では、黒い雨のことが自然と話題となり、このあたりもかなり降って、自分も雨に濡れた、紙が落ち

てきたのも見て拾って遊んだという体験談が、地域の方から出てくる  
ところ、原爆の話題になった際に母から聞いた。

1945（昭和20）年8月6日朝、原告の母は、原告を背負い、  
自宅を出て、近くの祖父の実家に行った。母は、用事を済ませ、自宅  
へ帰る途中、長登路橋（水内村大字和田字向吉）付近にいたところに雨  
が降ってきて、母は、原告を背負ったまま濡れながら急いで家に帰っ  
た。この時に降っていたのが黒い雨である。

飲料水、生活用水は恵下谷の水を利用していた。自宅の近くに恵  
下谷があり、恵下谷に集まる水がその後川を經由して川下へと向かう  
が、途中に原告宅があり、原告の家族は、この水を飲料水等に使用し  
ていた。恵下谷一帯は黒い雨の大雨区域とされている。

### (3) 健康状態

原告は、小学校入学までは、ひどく痩せていた。歯が抜けやすく、  
十分な食生活もできないでいた。

2011（平成23）年11月（66歳）、白内障の手術をした。

## 3 原告番号市8・[REDACTED]（甲B市8の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市8・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1945（昭  
和20）年[REDACTED]，広島県佐伯郡水内村麦谷矢神原[REDACTED]で、父・[REDACTED]  
[REDACTED]，母・[REDACTED]の間に生まれた。

当時、祖父・[REDACTED]，祖母・[REDACTED]，母，姉3名・[REDACTED]  
[REDACTED]・[REDACTED]と原告の合計7人家族で、祖父母や母が農業を営  
んでいた。

### (2) 被爆の状況

原告は、原爆投下当時[REDACTED]か月でありその当時の記憶はないが、自宅付  
近にも黒い雨が降ったという話を聞くことがあり、黒い雨については原  
告なりの関心をもっていた。そして、3年ほど前、集団で手帳の交付申

請をするという話が持ち上がった際、当時の記憶のある者から被爆状況について聞いた。

ア 姉の■■■■から聞いた被爆状況

姉の■■■■は、当時12歳で、和田国民学校の生徒であった。■■■■が校庭を耕していると、数百メートル先の郵便局のあたりでドーンと大きな音がしたため、■■■■は、爆弾か何か落ちたと思った。しばらくすると、焼け焦げた紙が周囲にたくさん落ちてきて、その紙が広島市の西部にある天満小学校と書かれた物が多く、近所の妙安寺に疎開していた天満小学校の生徒の10数人が泣き始めた。

その後、雨が降ってきたため、家に帰ることになり、しばらくすると、原告を背負った母がずぶ濡れになって真っ黒い顔をして帰宅してきた。原告が泣きじゃくっているので、原告の母は、原告の顔を拭いてすぐに授乳を始めた。■■■■が母にどこにいたのか尋ねると、母は「川の向こうの田圃（たんぼ）」と言い、農作業の途中で雨にあったという答えであった。

イ 伯父（故・■■■■）の子の■■■■から聞いた被爆状況

伯父は原告の母に、「あなたは手帳を申請すればもらえるのにどうして申請しないのか」と手帳交付の申請を勧めていたが、母は「自分はいい」と言って申請をしようしなかった。■■■■は父の■■■■から、この件を聞いていた。

ウ 原告の母について

原告の母は原告とともに黒い雨にあってしたが、原爆は伝染するなどの風評があることから、特に娘たちの結婚に支障がでることを恐れていたようであり、原告に対し黒い雨について話すことはなかった。

### (3) 健康状態

幼少時、首の後ろ側と後頭部に何個も「カタネ」（おでき）ができて、何回も切開手術を受けた。現在も原告の後頭部などには、大きな傷跡

が残っている。

65歳のときに右目の白内障を、68歳のときに左目の白内障の手術をした。

#### 4 原告番号市9・[REDACTED]（甲B市9の1—陳述書，2—地図）

##### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市9・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1944（昭和19）年[REDACTED]，広島県佐伯郡水内村和田[REDACTED]で，父・[REDACTED]，母・[REDACTED]の第4子として生まれた。被爆当時の家族は，父，母，姉3人・[REDACTED]，[REDACTED]，[REDACTED]，原告の6人だった。

被爆当時，原告は広島県佐伯郡水内村大字和田に住み，父，母が農業を営み，家族を養っていた。

##### (2) 被爆の状況

原爆が投下された時，原告の母が家の前の[REDACTED]道の掃除をするために家の前の庭におり，原告は母の背中に背負われていた。水内川に沿った山の上空がピカッと光り，しばらくすると空がキノコ雲に覆われ，段々と空が薄暗くなってきて，その後，焼けた紙片がパラパラと飛んできた。原告の母は原告を背負ったまま家の前を掃除していたところ，黒い雨が降ってきて，原告，原告の母とも濡れた。原告の母は慌てて家の中に入り，濡れた箇所をタオルで拭いたところ，タオルが薄黒く汚れた。

原告は，当時1歳[REDACTED]だったが，焼けた紙などが空から降ってきた光景をはっきりと記憶している。原告が他に，そのような光景を見たことはないので，当時の記憶と思われる。

被爆者の救護については，原告の母が近隣の[REDACTED]宅に避難して来た広島市内で被爆した成人男性の救護を相当長期間していた。原告の母が救護活動をした際には，1歳[REDACTED]で常時世話をする必要のあった原告を背負うなどして連れて行っていたと思われる。

食べ物については、原告の両親が作っていた米や野菜を食べ、水については、山の湧き水を引いてきて、飲料水などに使っていた。

### (3) 健康状態

急性症状はなかった。

2014（平成26）年1月から2月に前立腺がんで入院手術、同年11月から12月頃、脳幹病変で入院治療を受け現在リハビリ中である。他に、腰痛（脊椎変形）、頭痛（頸椎変形）の症状がある。

## 5 原告番号市24・[REDACTED]（甲B市24の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市24・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1936（昭和11）年[REDACTED]，広島県佐伯郡水内村和田[REDACTED]で、父・[REDACTED]，母・[REDACTED]の第4子として生まれた。家族は、祖父・[REDACTED]，父，母，兄・[REDACTED]，姉2人・[REDACTED]，[REDACTED]，弟・[REDACTED]，原告の8人だったが，被爆当時，広島県佐伯郡水内村に祖父，母，弟，原告の4人で住んでいた。父は当時軍医として応召中で海外在住，兄，姉2人は広島市内の学校に通学のため広島市比治山に下宿していた。祖父が水内村で郵便局長をしていた。

### (2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日，原告は水内村立和田国民学校に登校し，ジリジリと太陽の照りつける天候の中，午前8時から生徒全員で運動場の草取りをしていた。その最中に，突然ピカッと光り，「今のは何だ？」などという男子の大きな声も出て，みんな周りを見回したが，特に変化はないので何事もなかったと思った途端にドーンという大きな音とともに地響きがした。運動場にいた生徒達は大騒ぎになり，大きな声を出しながら目や耳を押さえて伏せる者，畑の中に隠れる者，教室に駆け込む者などがいました。原告は畑の中に隠れた。

その後，先生が生徒を教室に集めて待機しているが，空が暗くなって

きたので、生徒は下校することになった。原告は、帰宅後、友人4、5人と水内川の方に遊びに行ったが、黒い雨が降り始めたので、皆帰宅した。原告は、帰宅後、水場で着替えた。黒い雨については、原告の近所の女性2、3人が集まって、干していたモミが雨に濡れて黒くなっていたが、大丈夫だろうかと話していた。

新聞紙などの紙切れが空から降ってきたので、原告は友人と拾った。

食べ物については、原告の家族の畑、田があり、野菜、米を作っていたので、原告はそれを食べていた。

原爆投下当日、原告の母は広島市内の比治山にある兄と姉たちの下宿先から帰る途中、己斐町で被爆し、その後3人の子を探すために広島市内に戻り、3人と一緒に8月8日に自宅に帰ってきた。その後兄は亡くなったが、母と姉2人は被爆者健康手帳を取得した。応召していた父は1946（昭和21）年3月頃、復員した。

### (3) 健康状態

急性症状はなかったが、糖尿病を患い、また週3回の人工透析が必要なうえ、右半身が麻痺し寝たきりの状態になっていた。なお、原告は、2016（平成28）年11月19日、死亡した（甲B市24の3-除籍謄本）。

## 6 原告番号市26・[REDACTED]（甲B市26の1-陳述書、2・3-地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市26・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1940（昭和15）年[REDACTED]、広島県佐伯郡水内村大字麦谷[REDACTED]で父・[REDACTED]と母・[REDACTED]の長男として生まれた。被爆時は母と2歳の弟・[REDACTED]との3人暮らしで、父は応召中であった。

### (2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日の朝はとてもよく晴れており、麦の出荷のため近所の人たちと大勢で麦を俵に詰める作業をしていた。

原告は縄を引っ張るのを手伝った。その作業中、ピカーッと光り、少し間を置いて地鳴りするほど大きな音がした。川の向こうの高い山の付近から鼠色の雲がもくもく立ち昇ってきて空が暗くなった。

そのうち、塵や灰のような黒い物、茶色や黒に焼けた新聞紙や雑誌の破片などが舞い落ちてきた。原告が弟と面白がって拾い集めていると、傍にいた大人から「広島で何かあったんじゃないだろう。毒かもしれんから触るな。」と言われた。

その後太陽が見えなくなり、空が真っ暗になり雨が降り始めた。原告は、弟と自宅前の道路で遊んでいたが、雨が降り出したため家に帰った。家に入ってから見ると、原告と弟のシャツが黒くなっていた。原告の母も黒い雨がザーザー降ったと言っていた。

当時、原告の家に井戸はなく、料理や洗濯などの水もお茶も、沢の水を使っていた。黒い雨を浴びた野菜を食べていた。

原告の伯母（母の姉）は、広島市広瀬北町で旅館業に携わっていたが、直接被爆をし、砂谷村の実家に療養のため戻ってきた。原告の母は寝たきりとなった伯母のため、約40日間付き添って看護をした。原告と弟は毎回母の看護に同行していた。弟は1945（昭和20）年9月20日ころ、急に体調が悪くなり、水内村和田の■■■■医院で診察を受けたところ、肝硬変だと診断され同月25日に死亡した。伯母は頭髮がなくなり洗面器に黒ずんだ血を大量に吐き、同年10月3日に死亡した。原告の母は看護を続け、死亡した際の処理もした。

### (3) 健康状態

原爆投下から6ヶ月後まで、よく鼻血がでて、なかなか止まらなかった。鼻血の回数は減っていったが、出血は24歳頃まで続いた。

2002（平成14）年に左眼、2003（同15）年に右眼の後嚢下混濁が認められるとされ、いずれも白内障手術をした。2004（同16）年に後発白内障進行のため後発切開手術を受けた。現在は



毎月白内障と緑内障の治療のため眼科に通院している。

母は胆嚢癌で2004（平成16）年6月に死亡した。

## 7 原告番号市38・[REDACTED]（甲B市38の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市38・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1939（昭和14）年[REDACTED]，広島県佐伯郡水内村和田温田で，父・[REDACTED]，母・[REDACTED]の子として生まれた。被爆当時，広島県佐伯郡水内村大字和田温田に，父，母，原告の3人家族で，父が水内村[REDACTED]に勤務し，母が[REDACTED]雑貨屋を営んでいた。

### (2) 被爆の状況

原爆投下時，原告は，母と一緒に[REDACTED]水内村郵便局の電話機のある部屋にいた。8月6日の朝，佐伯町の知人から郵便局内の電話機に原告の母に対する電話があり，原告の母が郵便局の電話のある部屋に行った際に，原告の母は原告を連れて行った。原告の母が電話をしている最中，原告がそばで立ったり座ったりしながら待っていたところ，大音響があつて電話が聞こえなくなり，電話も切れた。同時に電話のあつた部屋の窓がみな割れて落ちてきた。原告の母は「今の大きな音はなんだったのかね」といったことを言って電話を置き，原告は母と外に出た。

原告らが郵便局を出ると，近所の人も外に出ており，何があつたのか話していた。原告は家の周りで他の子どもと遊んでいると，山の向こうに黒煙が上がっていた。その後，黒焦げた畳の破片，新聞紙，紙くず，鉛筆，ペンなどが落ちてきた。その後，黒い雨が降り始め，他の子と遊んでいた原告は，着ている服などが黒くなるので，家の中に走り込んだ。

原告宅の隣に住んでいた[REDACTED]家の長男が広島市内で被爆し，原爆投下から1週間以内に家に戻ってきた。[REDACTED]家の長男は1週間ほどで死

亡したが、原告の母は毎日救護に行き、足に発生したウジを母が取ったり、身体を起こしたりしていた。幼かった原告も母の救護について行き、母の手伝いをしてウジを取るなどしていた。

食べ物については、原告の母が雑貨屋をしており、客が代金の代わりに米や野菜を置いていくことが多かったので、それを食べるが多かった。近所の人たちが自分で作っていた野菜や米であった。飲料水については、本件裁判の原告にもなっている■■■■の家で山から引いていた水を分けてもらい、飲んでいた。

### (3) 健康状態

心房細胞に問題があり救急搬送されたことが2回あり、4年程度前に■■■■病院で入院、手術を受けた。3年程度前からは高血圧になり、服薬を続けている。

## 8 原告番号市39・■■■■ (甲B市39の1-陳述書, 2-地図)

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市39・■■■■ (以下「原告」という。)は、1934 (昭和9)年■■■■, 広島県佐伯郡水内村和田向吉■■■■で生まれた。両親は原告が幼少の頃に亡くなり、被曝当時は、農業をしていた祖父・■■■■, 祖母・■■■■との3人家族であった。

### (2) 被爆の状況

1945 (昭和20)年8月6日当時、原告は11歳で水内村立和田国民学校5年生であった。

同日は登校日だったため、原告は朝から登校していた。午前8時からジリジリと太陽の照りつける中、登校した生徒全員で運動場の草取りをしていたところ、突然ピカッと光り、「今のは何だ。」という男子生徒の声がして、みんなが周りを見回しても何事もなかったと原告が思った途端にドーンという大きな音とともに地響きがした。大きな声を出しながら目や耳を押さえ伏せる者、畑の中に隠れる者、教員室に

走る者などが出て、大騒ぎになった。原告は運動場の隣にあった桑畑に隠れた。

しばらくすると、生徒達が運動場に戻ってき始め、原告も運動場に戻った。原告が東の空を見ると、真っ黒い煙が上がり、夕方のように暗くなり、物が空から降ってきた。原告がおそるおそる落ちてきた物を拾ってみると、新聞や広島市内のものと思われる役場の書類、ふすまなどの焼けくずや炭などであった。

登校していた生徒は、午前中のうちに教師の指示により集団で帰ることになった。原告が恵下谷入口を通って帰っている途中、雨が降り始めたところ、あまりに暑かったので、原告は大きな口を開けて雨を受けていた。原告は、帰宅途中は雨が汚れていたことに気づかなかったが、帰宅後、シャツが黒く汚れていたのに気づき、雨が汚れていたことを知った。原告の祖母が泣きながら原告を着替えさせた。当時、原告の家でも周りの家でも収穫した麦の実を干していたが、黒い雨にあって黒くなってしまったと近所の人たちが話していた。

周辺の家には広島市内で被爆して避難してきた人がいたので、原告は祖母と一緒に見舞いに行ったり、子どもとは遊んだりしていた。避難してきた人は避難に来てから1月あまりで帰ったり、死亡したりした。

食べ物については、祖父母が作った米や野菜を食べ、水については近くの山から引いてきた水を使っていた。

### **(3) 健康状態**

原告は、原爆投下からそれほど経っていない頃から、それまで出ることがあまりなかった鼻血がよく出るようになった。また、それまではなかった頭痛の日が多くなり、祖父母に心配をかけた。3、4年くらい、鼻血がよく出る、頭痛がよくするという状態が続いた。

さらに、原爆投下前は、予防接種を受けて身体が不調になることはなかったが、原爆投下後は、チフスなどの予防接種を受けると、激しい頭

痛がしたり意識を失ったりすることもあり、予防接種は受けることができなくなった。

原告は、20年ほど前からは耳鳴り、10年ほど前から高脂血症、5年前から白内障にかかり、呼吸困難も出るようになった。原告は、現在もよく呼吸困難になるが、原因が分からないために大変不安に思っている。1年くらい前からは糖尿病、高血圧の症状もある。

これらの症状のため、病院通いが欠かせないが、痛み止めの注射により全身に発疹が出るため、治療も満足に受けられない状態が続いている。最近では、椎間板ヘルニア、膝の痛み、神経痛のために下半身の痛みがあり、身体に不自由がある。

長女（55歳）が甲状腺がんにかかっている。

## 9 原告番号市41・■■■■（甲B市41の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市41・■■■■（以下「原告」という。）は、1945（昭和20）年■■■■，広島県佐伯郡水内村麦谷で、父・■■■■，母・■■■■の長女として生まれた。家族は、父、母、原告の3人だが、軍人であった父は出征しており、自宅にはいなかった。原告は広島市楠木町2丁目で生まれたが、原爆投下時は、広島県佐伯郡水内村麦谷■■■■の母の実家に疎開しており、母の実家では、伯母（母の姉）、伯父、いとも一緒に住んでいた。

### (2) 被爆の状況

原告は、被爆当時は生後■■■か月だったの、被爆当時の記憶はなく、母や親戚から当時の状況を聞いている。

原爆が投下された時、原告は、疎開先の母の実家で寝かされていた。8月6日朝、空がピカーと光り、ドーンと音がして、やがて空が暗くなり、空から紙の焼けたものなどが降ってきた。原告の母は、原告を子守しながら家事をした。黒い雨については、水内村の住民は降った

と話している。

戦争が終わり疎開先の母の実家を出た後、原告は広島市には戻らずに佐伯郡水内村の中で転々として暮らしていた。原告の父は、出征先から戻った後は、炭焼きをして生計を立てていた。原爆投下後に、原告の母が一度広島市楠木町の家に行ったが、荷物の上に灰が積もっており、それを払った。その際に、原告の母は原告も連れて行ったと思われるが、8月20日までに行ったかは不明である。原告は、水内小学校、水内中学校に通い、中学卒業後に広島市内に出て住み込みで働くようになった。

食べ物については、原告は、水内村で採れた米や野菜を食べていた。魚も近くの川で取れたものを食べていた。原告の父がうなぎを取ってきたこともあった。水については、山から引いてきたり、井戸から取ってきたりしたものを原告は飲んでいた。

### **(3) 健康状態**

原告は、小学生の頃はよく発熱していた。原告は、水内小学校の2年生の時、体がだるくて1か月くらい学校を休み、ずっと寝ていたことがある。

原告は、成人後、42歳の時、メニエル症候群で1か月以上仕事が出来なかった。64歳の時、両眼について白内障の手術をした。2012（平成24）年からは大腸のポリープを2回切除した。

## **10 原告番号市45・[REDACTED]（甲B市45の1－陳述書，2－地図）**

### **(1) 被爆当時の家族構成・生活状況**

原告番号市45・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年[REDACTED]，広島県佐伯郡水内村和田[REDACTED]で、[REDACTED]と[REDACTED]の長女として生れた。父母は農業に従事し、家族3人で生活していた。

### **(2) 被爆の状況**

1945（昭和20）年8月6日の原爆投下時、原告は、11歳（小学校5年生）であり、自宅に近い水内村立和田国民学校に登校し、生徒は校庭の草取りをしていた。そのときに、突然、ピカーッと光り、しばらくおいてドーンと大きな音がした。原告ら生徒は驚き、山側に避難したり、教室に入ったりなど混乱した状態となり、口々に何があったのかと話した。そこには、教師の■■■■、■■■■もいた。

そのうち下校の指示が出され、原告は山側の小路を歩いて家に向かった。友人の■■■■、■■■■、■■■■も途中まで一緒に下校した。帰宅する途中、雲が上がってきて周囲が暗くなり雨が降り出した。原告は、雨を防ぐものを持っていなかったため、濡れながら帰った。家に帰ってすぐに着ていたものを着替えた。

雨がやんだ後、原告は外で遊ぼうと思い外に出たところ、紙切れの焼けたものなどが飛んできており、原告はそれらを拾ったりして遊んだ。

原告宅では、当時、山から谷の水を引いて飲料水や生活用水として使っていた。また、自宅近くで作られた野菜なども食べていた。

### **(3) 健康状態**

原告は、被爆から間もなく腹痛があり、下痢になった。

約30年前に盲腸の手術を受け、10日間入院した。

風邪をひきやすく、現在も同じ状態が続いている。

## **11 原告番号市51・■■■■（甲B市52の1－陳述書、2－地図）**

### **(1) 被爆当時の家族構成・生活状況**

原告番号市52・■■■■（以下「原告」という。）は、1928（昭和3）年■■■■、広島県佐伯郡水内村和田■■■■で、父・■■■■と母・■■■■の長女として生まれた。父母は農業をしており、原爆投下当時は弟2人と妹3人の8人家族であった。

原告は広島市宇品の糧秣支廠に勤務していたが、佐賀県鳥栖市の支

廠に転勤になった後、病気療養のため原爆投下の5, 6日前から自宅に帰っていた。父が当時病気がちだったため、弟・■■■■は長男として父親代わりに林業（営林署の仕事）で働いていた。

## (2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日、原告と母は年に一度の自宅の大掃除のために、畳を家の中から外に出して干す作業をしていた。家の中の畳を全部出し終わってしばらくして、突然ピカーと光りドーンと大きな音がした。原告は、母と2人で「何が落ちたんだろうか。爆弾が落ちたのだろう。」などと話しながら大掃除を続けていると、空に雲が出てきて辺りが暗くなり、夕立のようにザーツと雨が降り始めた。このままでは干した畳が濡れてしまうので、原告と母は、干している畳を雨に濡れながら全部家の中に入れた。

また、紙の焼けたものなどが落ちてきたので、原告は母と「どこかで、火事が起きたんじゃないか」などと話していた。

飲料水、生活用水は川の水を利用しており、原爆投下以降も、利用し続けていた。

## (3) 健康状態

50歳（1978（昭和53）年）頃から、血圧が高くなり、以後、薬を飲んでいる。

1996（平成8）年、胃ガンになり3分の2を切除した。

2008（平成20）年ころ、心臓疾患を患い、不整脈が出てカテーテル手術を3回行った。

同じころ、脳梗塞を患い、歩いていて足が思うように動かなくなり、■■■■脳外科に救急車で運ばれ、尿を失禁したりしたため、1か月入院して点滴を受けた。その後、■■■■病院に半年間入院して、リハビリを行い、少し歩けるようになった。その後、■■■■医院へ通院している。

現在は[ ]福祉センターの[ ]で週2回のリハビリを受けている。脳梗塞の時から手のしびれがひどくなり、両手の指が思うように動かない状態担っている。家の中では、転ばないように、杖を使いながら生活している。

#### 第4 上水内村で被爆した原告らの被爆状況

##### 1 原告番号市1・[ ] (甲B市1の1-陳述書, 2-地図)

###### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市1・[ ] (以下「原告」という。)は、1938 (昭和13)年[ ]に、広島県佐伯郡上水内村菅沢[ ]で、父・[ ]と母・[ ]の間に生まれた。

家族は、祖父・[ ]、父、母、姉・[ ]、妹・[ ]、原告の6人で、祖父、父、母が農業をして生計を立てていた。

###### (2) 被爆の状況

原爆が投下された8月6日の朝、原告は上水内国民学校菅沢分校1年生であり、学校に登校し、教室で担任教師の[ ]の朝礼を受けていた。その最中、強烈な光があり、5秒くらい後に強い爆音がし、教室にいた生徒は外に飛び出した。原告は、松根油工場に爆弾を落とされたかと思っていた。教師から解散命令が出て、原告は上級生と同級生数人で帰宅した。帰宅途中、空が暗くなり、たくさんの焼け焦げた物が降ってきた。その後、黒い雨が降り、原告は雨に濡れて帰宅した。

帰宅後、原告は落ちてきた物が気になって、一人で黒谷の方へ行った。水内川、黒谷川の合流点付近で雨が降り始め、たたきつけるような雨になり、小原、松根油工場、石ヶ谷の方を歩いてびしょ濡れになって家に帰った。

原爆投下後、8月20日までの間に、原告は、父と一緒に祖父の兄



の[ ]宅のあった広島市観音町、[ ]の三男の妻の家のあった広島市三篠町、母の叔母の家のあった舟入川口町へ安否確認に行った。父は被爆者手帳の交付を受けている。また、原告は、広島市内で被爆して帰ってきた近所の[ ]一家、[ ]一家の看護をした。

毎日の飲料水、生活用水は、谷の水を使っていた。

### (3) 健康状態

原爆投下からしばらくして、たびたび下痢、発熱、歯茎からの出血、脱毛、貧血によるめまいなどの症状が出た。貧血と鼻血は、高校2年生頃まで続いた。

1989（平成元）年、胃がんと診断された。2015（平成27）年、白内障になった。日常的に下痢をすることが多い。

## 2 原告番号市19・[ ]（甲B市19の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市19・[ ]（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年[ ]，広島県佐伯郡上水内村菅沢[ ]で生まれた。原爆投下当時小学4年生（9歳）で、母・[ ]，原告，妹・[ ]，妹・[ ]の4人暮らしであった。

### (2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日は、原告の通っていた上水内国民学校菅沢分校は、夏休み中の登校日であり、同日8時15分頃、原告は教室で教師の話を聞いていた。その時ピカッと鋭い光が走り、その後大きな音がした。広島市方向の山の上から空が暗くなり、キノコ雲が見えた。

原告は、一旦、自宅に帰り、自宅から外に出て家の周りで遊んでいたところ、空から焼け焦げた新聞紙や布などが飛んできたので、他の人と拾ってみた。

その後、原告が遊んでいるうちに黒い雨が降ってきた。原告が自宅へ帰ってみると、着ていた白の夏服が黒く汚れていた。

原告宅では、川の水が、飲用水・生活用水であり、毎日、川の水を飲んで生活していた。

### (3) 健康状態

1995（平成7）年（60歳）頃から手が震えて字がうまく書けなくなった。病院で治療を受けているが、手の震えがだんだんひどくなっている。また、現在、胃潰瘍を患い治療中である。

## 3 原告番号市47・[REDACTED]（甲B市47の1—陳述書，2—地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市47・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1937（昭和12）年[REDACTED]に、父・[REDACTED]と母・[REDACTED]の3女として広島県佐伯郡上水内村多田[REDACTED]で生まれた。

父は林業に従事し、母は主婦で林業の手伝いもしていた。兄・[REDACTED]は応召され（場所は不明）で昭和20年6月戦死した。長女・[REDACTED]と二女・[REDACTED]は学生、二男・[REDACTED]は打尾谷国民学校6年生、原告は打尾谷国民学校1年生、三男・[REDACTED]は幼児であった。

### (2) 被爆の状況

昭和20年8月6日朝、原告は上水内村打尾谷集落の最奥（筒賀村より）にあった自宅から少し上がった近くの山の中の広場で、兄弟5人と近所の子ども約10人が集まり、木の枝でチャンバラごっこなどをして遊んでいた。その最中、原告は突然ピカッと光るのを見た。そして、しばらくして、周囲が暗くなり、大雨が降り始めた。

母が自宅から敷物に使うムシロを持ってきて、原告ら子どもたちは、ムシロをかぶって雨が止むのを待った。雨が止んだので、ムシロを取ると、みんなビショ濡れになっており、顔に黒い線（スジ）が付いていたので、「おかめだ！」などと言って、互いの顔を見ながら笑い転げ

た。

また、遊んでいるときに、焼けた新聞や紙などがヒラヒラと飛んできたので拾い集めたりした。

原爆投下後、父と母は叔父（父の弟）を探しに広島市に入市した。原告の兄弟のうち長男以外は全員自宅付近にいて黒い雨に遭い、その後も自宅や自宅付近で過ごした。

当時は、川の水を毎日カメにためて飲んだり、生活用水として使用していた。

### **(3) 健康状態**

被爆後、頭痛があり、しばらく続いた。足が火照ってくすぐったい状態が続き、夜も眠れず、父が症状を和らげようとして指でその部分を押ししていた。

原告は、6年前、意識がなくなり、病院に救急車で運ばれた。3か月入院し、リハビリに励んだ。現在は、難病指定の黄色靭帯骨化症の治療を続けている。

## **第5 水内村、上水内村で被爆した原告らの状況についてのまとめ**

以上のとおり、原爆投下当時、水内村、上水内村に居住していた原告ら14名は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告ら14名が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないので

ある」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁），水内村，上水内村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に，「黒い雨」が降った事実，放射性物質が降下した事実，「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし，このような被告らの主張が誤りであることは，水内村，上水内村の原告ら14名の中にも，宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった，下痢，鼻血・歯茎等の出血，貧血，脱毛等の急性症状を発症した者がいること（市1，市6，市26，市39，市45），さらには，宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった，発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり（市1，市6，市9，市51），あるいは造血機能障害，肝臓機能障害，細胞増殖機能障害，内分泌腺機能障害，脳血管障害，循環器機能障害，腎臓機能障害，水晶体混濁による視機能障害，呼吸器機能障害，運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいること（市1，市6，市7，市8，市9，市19，市24，市26，市38，市39，市41，市51）からも明らかである。被告らの主張は，事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上